京	都	大	学	法	学	部	規	程	新	旧	対	照	表	
		改	正	前					改	正	後			
( ]	前 略)													
第6 学士の学位授与							第6 学士の学位授与							
第12条 本学部の定めるところにより、 <u>128単位</u>							第12条 本学部の定めるところにより、 <u>144単位</u>							
<u>以上</u> を修得した者は、学士試験に合格した者とし、							<u>以上</u> を修得した者は、学士試験に合格した者とし、							
通則第54条に定める学士の学位を授与する。							通則第54条に定める学士の学位を授与する。							
2~5 (略)							2~5 (同 左)							
(1	後略)													
								附則						
								1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。						
							2 2	(正後の	第12条	第1項σ	規定は、	この規	程施行	
							のE	以後に	入学した	者から適	頭用し、同	司日前に	入学し	
							た者	につい	ては、なる	お従前の	例による	) <sub>o</sub>		